

主な改正の概要（令和4年3月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 15.21 項	みつろう及びその他の昆虫ろう	みつろう及びその他の昆虫ろうのうち、溶解したのも第 15.21 項に分類されることを明確化。
第 20.07 項	ジャム、フルーツゼリー、フルーツピューレー及びナットピューレー	ジャム等は、加熱調理をして調製することを明確化（英語版と仏語版の平仄合わせ）。
第 27.11 項	液化石油ガス（LPG）	液化石油ガス（LPG）は、第 27.11 項に分類されることを明確化。
第 85.18 項	半導体ベースの変換器	半導体ベースの変換器は、第 85.18 項ではなく、半導体デバイスとして第 85.41 項に分類されることを明確化。
第 95.05 項	耐久性材料で製造したカーニバル用のデザイン等を有する帽子	耐久性材料で製造したカーニバル用又は祝祭用のデザインを有する帽子で、実用性を有するものは、第 95.05 項ではなく、第 65 類に分類されることを明確化。

主な改正の概要（令和4年3月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 1806.32 号	チョコレートをもととした調製食料品	ミルクチョコレート(63%)、ココアビスケット(25%)及びバニラ風味のミルククリーム(12%)から成るチョコレートをもととしたタブレット状の調製食料品について、ベーカリー製品ではなく、チョコレートその他のココアを含有する調製食料品(板状のもの)として、第1806.32号に分類(通則1及び6)
第 1806.90 号	ココアを含有する物品	大豆たんぱく質分離物(41%)、果糖粉末(17%)及びクッキーの薄片(10%)等から成るココアを含有する香味を付けた粉末プロテインについて、ベーカリー製品ではなく、チョコレートその他のココアを含有する調製食料品として、第1806.90号に分類(通則1及び6)
第 2106.90 号	アロエ濃縮物	精製したアロエベラ(全葉)、精製水及び無水クエン酸等から成る液状のアロエ濃縮物について、飲料ではなく、その他の調製食料品として、第2106.90号に分類(通則1及び6)
第 2106.90 号	流動性のある粒子(beadlets)状の調製品	糖類等から成るマトリックス中にきめ細かに分散したビタミンを含有する、流動性のある粒子(beadlets)状の調製品について、ビタミンではなく、その他の調製食料品として、第2106.90号に分類(通則1(29類注1(f))及び6)
第 2202.99 号	風味を付けたそのまま飲用に供される高カロリーの液状食品	水、糖類及びミルクたんぱく質等から成る高カロリーの液状食品について、その他のアルコールを含有しない飲料として、第2202.99号に分類(通則1及び6)
第 2306.50 号	脱脂した未精製ココヤシの実の粉	成熟したココヤシの実(コプラでない)から製造される黄白色で細かい粘着性の粉について、やし油かすとして、第2306.50号に分類(通則1及び6)
第 2403.99 号	(1)切断して圧延した膨張茎 (2)膨張させたたばこ茎	直接喫煙に使用することはできず、紙巻きたばこに充填するためのカットたばこ(カットフィルターたばこ(CFT))の製造原料として使用されるたばこの茎の調製品について、くずたばこではなく、その他の製造たばことして、第2403.99号に分類(通則1及び6)
第 3301.29 号	小売用にしたラベンダー(<i>Lavandula angustifolia</i>)の精油	経口又は外用等で使用する小売用にしたラベンダーの精油について、室内防臭用の調製品等ではなく、精油(その他のもの)として、第3301.29号に分類(通則1及び6)
第 3404.90 号	完全に水素添加した食	モノグリセリド(90%以上)、よう素価(2%以下)及

主な改正の概要（令和4年3月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
	用パーム油から製造されたモノグリセリド	び遊離グリセリン（1%以下）等から成る物品について、人造ろうとして、第 3404.90 号に分類（通則 1 及び 6）
第 3926.90 号	ごみ用の容器	紫外線安定化した (UV-stabilized) 高密度ポリチレン (HDPE) 等から成るごみ用の容器について、家庭用品ではなく、その他のプラスチック製品として、第 3926.90 号に分類（通則 1 及び 6）
第 7208.51 号	非合金鋼の熱間圧延鋼板	予熱、ショットブラスト、プライマー吹付け、乾燥及びマーキングを経て製造されたもので、厚さが 130 ミリメートルの非合金鋼の熱間圧延鋼板について、被覆等してないフラットロール製品（熱間圧延をしたもので、厚さが 10 ミリメートルを超えるもの）として、第 7208.51 号に分類（通則 1 及び 6）
第 7208.52 号	非合金鋼の熱間圧延鋼板	予熱、ショットブラスト、プライマー吹付け、乾燥及びマーキングを経て製造されたもので、厚さが 6 ミリメートルの非合金鋼の熱間圧延鋼板について、被覆等してないフラットロール製品（熱間圧延をしたもので、厚さが 4.75 ミリメートル以上 10 ミリメートル以下のもの）として、第 7208.52 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8402.19 号	蒸気発生ボイラー	サウナ (steam room) に蒸気を供給するように設計されたもので、電気温水器付き水槽等から成るボイラーについて、その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）として、第 8402.19 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8419.20 号	低温滅菌器	主として実験装置若しくは実験器具又は医療用機器を滅菌するために、滅菌剤（ホルムアルデヒド水溶液）を加熱して使用する機器について、温度変化による方法により器具を処理する機械（医療用又は理化学用の滅菌器）として、第 8419.20 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8421.21 号	沸騰又は冷却したろ過飲用水を即時に供給するシステム	台の下のモジュール、ウォーターディスペンサー（蛇口）並びにチューブ類及びコネクターから成り、沸騰又は冷却したろ過飲用水を供給するように設計されたシステムについて、水のろ過機として、第 8421.21 号に分類（通則 1、3(b) 及び 6）
第 8427.10 号	自走式の関節式ブーム昇降機	関節式の油圧式持上げ用ブームを有し、ブームに作業台（ケージ又はマンバスケット）が取り付けられた自走式の関節式ブーム昇降機について、自走式トラック（電動機により作動するもの）として、第 8427.10 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8501.62 号	固体酸化物形燃料電池	皮相電力出力が 210 キロワットアンペアで、直流 (DC)

主な改正の概要（令和4年3月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
	(SOFC)	の逆流電流を交流（AC）の出力に変換する電力管理システム等から成る固体酸化物形燃料電池（SOFC）について、交流発電機（出力が 75 キロボルトアンペアを超え 375 キロボルトアンペア以下のもの）として、第 8501.62 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8502.13 号	発電機のセット	予備電力が 410 キロボルトアンペアで、一つのユニットとして一体になった交流（AC）発電機及びディーゼルエンジンから成るセットについて、発電機（原動機とセットにしたもので、出力が 375 キロボルトアンペアを超えるもの）として、第 8502.13 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8517.13 号	電波による個体識別（RFID）及びバーコード読取機	RFID 及びバーコードをスキャンすることができるモバイルオペレーティングシステムを搭載し、典型的なスマートフォンの仕様及び外観を有するメインコンソール並びにグリップから成る装置について、スマートフォンとして、第 8517.13 号に分類（通則 1(16 部注 3) 及び 6）
第 8802.20 号	超軽量原動機付き（ULM）水上飛行機	重量が 216 キログラムで、内蔵原動機、翼、プロペラ及び半硬式船体を有する水上飛行機について、船舶ではなく、飛行機その他の航空機（自重が 2,000 キログラム以下のもの）として、第 8802.20 号に分類（通則 1 及び 6）
第 9027.20 号	オンライン式の溶存ガス分析（DGA）装置	ガスの分離及び測定のためのガスクロマトグラフ（GC）装置等から成り、変圧器から油の連続的な試料採取及び定期的なガス分析を行う機器について、化学分析用の機器（クロマトグラフ）として、第 9027.20 号に分類（通則 1（16 部注 3 及び 90 類注 3） 及び 6）
第 9028.90 号	電気メーターボックス	消費電力量を測定するためのスマート電力メーター並びに電気の接続及び切断用のスイッチを設置するための電気メーターボックスについて、電気用の検定用計器の附属品として、第 9028.90 号に分類（通則 1（90 類注 2(b)） 及び 6）

分類例規第 2 部（国内分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 85.06 項	燃料電池	国際分類例規（8501.62／1）の掲載に伴い、事例を削除